

内閣参質二一七第一四九号

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員山本太郎君提出米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、児童生徒等の学習環境を良好に保つため、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づいて学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）を定め、学校の設置者が同基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めるために必要な助言等を行うとともに、米軍機の運用に当たって地域に与える影響を最小限にとどめるよう米国政府に対して求め、また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条第二項の規定に基づき、学校の防音工事の助成等を行っているところ、御指摘の「前記予算委員会質疑後」にも沖縄県教育委員会から学校の騒音状況について聴取を行うなどしており、引き続き児童生徒等の学習環境を良好に保つため、関係省庁で連携し、必要な取組を進めてまいりたい。